

社外秘

の情報を守るためには・・・

営業秘密の3要素

秘密管理性

・特定の情報を秘密として管理しようとする意思が、企業の具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されていること。

有用性

・情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されている必要はありません。

非公知性

・企業の管理下以外では一般に入手できないこと。



全ての要件を満たさなければ『不正競争防止法』で保護されません

情報漏えい対策

1. 接近の制御

- ・社内規定に基づく適切なアクセス権の付与・管理
- ・分離保管による秘密情報へのアクセス制限

2. 持ち出しの困難化

- ・秘密情報の社外持ち出しを物理的に阻止
- ・私物のUSBメモリ等の情報機器の業務利用、持込みを制限

3. 視認性の確保

- ・防犯カメラの設置
- ・PCやネットワークにおける操作ログの記録、保存とその周知徹底

4. 秘密情報に対する認識の向上

- ・秘密情報の取扱い方法等に関するルールの周知
- ・秘密保持契約等の締結
- ・秘密情報であることの表示

5. 信頼関係の維持・向上等

- ・企業への帰属意識の醸成、従業員等の仕事へのモチベーション向上
- ・退職者に向けた対策

秘密情報が漏えいすると、情報そのものの価値が失われてしまうばかりか、企業の社会的信用も低下してしまいます。

もしもの時！には、気軽に早めにご相談下さい。



香川県警察本部生活環境課
電話 (087) 833-0110 (代)